

意見書

2022年7月27日

住所

氏名

1. 私は2014年7月から独立型社会福祉士として地域自立生活を営む障害者の支援をしており、年に数回デリバリヘルスサービスを利用している利用者でもあります。

2022年6月30日の東京地方裁判所の、「我が国の国民の大多数が、性行為や性交類似行為は極めて親密かつ特殊な関係性の中において非公然と行われるべきもの…（中略）… 客から対価を得て一時の性的好奇心を満たし、又は性的好奇心をそそるためのサービスを提供するという性風俗特殊関連営業」（判決文P.16）との判断はおかしいと考えます。

2. 私が過去に支援で関わった方でこのような方がいらっしゃいました。日常生活で他人の介助を必要とする身体だし、もし子どもができてしまったらどうして育てていくのかと周りの大人たちから言われていたけど、初めて性風俗店に行って女性と肌を触れ合って自分がここにいることを感じられた。キャストさんは確かに最初は戸惑っていたけど、今までの大人とちがって自分をひとりの人間として扱ってくれたと言っていました。
3. 私も年に何回かデリバリーヘルスを依頼しますが、裁判所が判決文で述べているような一時の性的好奇心を満たしたり性的好奇心をそそるためのサービスを提供するということと実態はかけ離れていると思います。
4. よって裁判所の判断は、現実からあまりにも乖離していると思います。